

佐賀大学医学部「杉森 甫」基金運用申合せ

(平成16年2月18日教授会決定)

(趣旨)

第1 佐賀大学医学部「杉森 甫」基金（以下「基金」という。）の運用に関しては、この申合せによる。

(目的)

第2 基金は、佐賀大学医学部（以下「本学部」という。）における教育・研究・診療について、優れた業績等のあったと認められる個人に対して、表彰及び副賞を交付し、もって本学部の発展に資することを目的とする。

(基金の構成)

第3 基金は、次の資金をもって充てる。

- (1) 前佐賀医科大学長杉森甫氏から寄付された資金
- (2) 資金から生ずる果実

(表彰の基準)

第4 表彰は、次の各号に掲げる部門ごとに、それぞれの表彰基準に該当する本学部所属の教職員に対して行う。

(1) 教育部門

- ア 学生への教育活動において、顕著な実績を挙げたと認められる者
- イ 講義内容等において、学生から高い評価を得ている者

(2) 研究部門

- ア 研究活動において、国際的又は全国的規模の学会から評価を得る等の高い研究業績を有する者で40歳以下の者

(3) 診療部門

- ア 附属病院の経営に特段の貢献をした者
- イ 医療・看護技術等の開発、向上に寄与した者及び患者へのサービス等に誠意をもって取り組み、サービスの改善・充実に努めた者

(表彰候補者の推薦)

第5 副医学部長、副病院長、学科長、講座主任、診療科・診療施設長、看護部長等は、第4に掲げる表彰基準に該当する者がある場合は、表彰候補者として医学部長に推薦することができる。ただし、教育部門については、学生会から推薦するものとする。

(表彰対象者の選考)

第6 医学部長は、第5による推薦があった場合、各部門ごとに選考委員会を設置する。

- 2 各選考委員会は、5人の委員をもって組織し、委員は医学部長が指名する。
- 3 選考委員会は、表彰候補者について審査し、審査結果を医学部長に報告する。
- 4 医学部長は、選考委員会の審査結果に基づき、代議員会の議を経て、表彰対象

者を決定する。

（事業年度）

第7 基金の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（基金の管理）

第8 基金の管理は、医学部長が行う。

2 医学部長は、毎年5月に前事業年度の事業の実施結果を代議員会に報告する。

（事務）

第9 基金に関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第10 その他、基金の運用に関して疑義が生じた場合は、代議員会が決定する。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成17年3月17日改正）

この申合せは、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月21日改正）

この申合せは、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。